平成２５年（フ）第６５２号
札幌市北区北７条西４丁目１番地
債務者　株式会社クリーク
代表者代表取締役　宇佐見光弘
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上岡由紀子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８２号
京都市左京区田中東高原町36番地の７
債務者　株式会社バオム建築設計
代表者代表取締役　山田　洋市
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　茂
4　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
愛知県豊田市則定町大平14番地27
債務者　株式会社サンカシ
代表者代表取締役　小田中健二
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後２時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
群馬県前橋市横沢町723番地６
債務者　有限会社セツビ三陽
代表者取締役　鈴木　俊治
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　晶
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県四国中央市土居町津根426番地
債務者　篠原　照明
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１号
岡山県倉敷市老松町３丁目９番25―904号
サーパス老松町
債務者　山本　和美（旧姓丸山・福田）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　弘
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
神奈川県平塚市西八幡１丁目12番15―103号
アルタイルヴィラ
債務者　大村　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　良知
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５１号
仙台市太白区西中田６丁目３番10―504号
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　由樹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
仙台市宮城野区安養寺１丁目19番３号　パレス安養寺101
債務者　阿部　　光
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　祐子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
岡山県新見市新見1023番地７
債務者　村上　伸祐
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　基嗣
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成２５年（フ）第１６５号
北九州市若松区波打町９番１号
債務者　作田妃三子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８６号
北九州市八幡西区鷹見台１丁目２番26号
債務者　市川　義次
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７５号
愛知県名古屋市中区千代田２丁目４番28号
アーバニア上前津東206号
債務者　小田中健二
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中倉　秀一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７号
山口市鋳銭司3587番地４
債務者　田中　照美
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　詩土
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係